

**【令和2年度】**  
**環境部の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
5 廃棄物施設課の事務事業			
5.9 し尿処理施設の適正な維持管理事業			
5.9.4.1 東横田清掃工場における借地の整理について			
<p>令和4年3月に東横田清掃工場は閉鎖が予定されている。当該施設の閉鎖を見据えて、平成29年度より東横田清掃工場の借地の検討は本庁内で検討されているが、庁内で跡地の利用希望はない。しかし、当該施設を解体した場合の費用について、概算で積算しているものの、業者見積を徴取していないため、解体費用の精査ができていない状況である。</p> <p>他方、遊休となる施設にかかる借地を年間9,370千円で借り続けることの意義は乏しい。</p> <p>例えば、施設閉鎖後、遊休状態で3年間が経てば、約28百万円の税金が無駄に使用されることになる。</p> <p>従って、施設の解体費用を可及的速やかに精査し、施設閉鎖から1年でも早く、解体等を実施し、跡地の再利用又は退去を検討すべきである。</p>	148	廃棄物施設課	<p>閉鎖後の対応につきましては、処理施設等を解体し更地化するとともに、借地契約の解消に向けた地権者説明を行う方針としたところであり、今年度、処理施設等の解体に向けた実施設計を行い、解体工事に要する費用を精査しているところであります。</p>